市第 127 号議案

横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正

横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月8日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例 (番号)

横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成30年3月横浜市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第33条第3項中「別表第1の3」の次に「、臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号)第12条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成18年厚生労働省令第75号)附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号)第12条」を加え、「同令」を「医療法施行規則」に、「第15条の2の規定による人体から排出され」を「第15条の3第1項第2号の病院、診療所又は前条の施設(施設告示第4号に定める施設を除く。)における厚生労働省令で定める基準」に、「「人体から排出され」を「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設(昭和56年厚生省告

示第17号。以下「施設告示」という。)に定める施設(第4号に掲 げる施設を除く。)における検体検査の業務(横浜市介護医療院の 人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(以下「条例」 という。)第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務をいう 。以下同じ。)の適正な実施に必要なものの基準」に、「第15条の 2の規定による検体検査」を「第15条の3第1項第2号の前条の施 設(施設告示第4号に定める施設に限る。)における厚生労働省令 で定める基準」に、「「検体検査」を「「施設告示第4号に掲げる 施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」に 、「第9条の9第1項」を「同令第9条の9第1項」に、「第15条 の2の規定による医療機器」を「第15条の3第2項の規定による医 療機器」に、「「医療機器」を「「条例第33条第3項第2号の規定 による医療機器」に、「第9条の12中」を「同令第9条の12中」に 、「第15条の2の規定による第9条の7」を「第15条の3第2項の 規定による第9条の8の2」に、「医薬品医療機器等法」を「条例 第33条第3項第3号の規定による医薬品医療機器等法」に、「第9 条の13中」を「同令第9条の13中」に、「第15条の2の規定による 医療」」を「第15条の3第2項の規定による医療」」に、「「医療 □□を「「条例第33条第3項第4号の規定による医療」と、臨床検 査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2 項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「横浜市介護医療院の 人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例第33条第3項第 1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準 」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部 を改正する省令附則第2条の規定によりなおその効力を有すること

とされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」」に改め、同項第1号中「人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査」を「臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第2条に規定する検体検査」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

医療法等の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参考

横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(抜粋)

 $\begin{pmatrix} \underline{L} & \underline{B} & \underline{C} & \underline{E} & \underline{E} \\ \underline{C} & \underline{C} & \underline{C} & \underline{C} & \underline{C} \end{pmatrix}$

(衛生管理等)

第33条 (第1項及び第2項省略)

介護医療院の管理者が次に掲げる業務を委託する場合は、医療 法施行規則第9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13、 別表第1の2及び別表第1の3、臨床検査技師等に関する法律施 行規則 (昭和33年厚生省令第24号) 第12条並びに臨床検査技師、 衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平 成 18 年 厚 生 労 働 省 令 第 75 号) 附 則 第 2 条 の 規 定 に よ り な お そ の 効 力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生 検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号)第 12条の規定を準用する。この場合において、<u>医療法施行規則</u>第9 条の8 第1項中「法<u>第15条の3第1項第2号の病院、診療所又は</u> 第15条の2の規定による人体から排出され 前条の施設(施設告示第4号に定める施設を除く。)における厚 <u>生労働省令で定める基準</u>」とあるのは<u>「病院、診療所又は臨床検</u> 「人体から排出され 査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づき厚生労働 大臣が定める施設(昭和56年厚生省告示第17号。以下「施設告示 」という。)に定める施設(第4号に掲げる施設を除く。)にお ける検体検査の業務(横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並 びに運営の基準に関する条例(以下「条例」という。)第33条第 3項第1号の規定による検体検査の業務をいう。以下同じ。)の 適正な実施に必要なものの基準」と、同条第2項中「法<u>第15条の</u> 第15条の

3 第 1 項第 2 号の前条の施設 (施設告示第 4 号に定める施設に限2 の規定による検体検査 る。)における厚生労働省令で定める基準」とあるのは<u>「施設告</u> 「検体検 示第4号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必 要なものの基準」と、<u>同令第9条の9第1項</u>中「法<u>第15条の3第</u>第9条の9第1項 2項の規定による医療機器 又は医学的処置若しくは手術」とある 規定による医療機器 のは 「条例第33条第3項第2号の規定による医療機器 又は医学的 「医療機器 第9条の8の2 の7 に定める医療機器」とあるのは「<u>条例第33条第3</u> 医薬品医療機器 項第3号の規定による医薬品医療機器等法第2条第8項に規定す <u>第2項の規定による医療」</u>とあるのは<u>「条例第33条第3項第4号</u>の規定による医療」 の規定による医療」 の規定による医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第 12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準 」とあるのは「横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運 | 営の基準に関する条例第33条第3項第1号の規定による検体検査 の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師、衛 生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第 2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による 改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第 12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準 」とあるのは「横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運 営の基準に関する条例第33条第3項第1号の規定による検体検査 の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替えるものとす

(I) <u>臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第2条</u> 人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、

る。

市第127号

<u>に規定する検体検査</u> 血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査

及び生化学的検査の業務

(第2号から第4号まで省略)